

平成25年第3回定例会

建設水道常任委員会
会 議 録

期日：平成25年9月6日（金）

場所：大曲庁舎 第3委員会室

平成25年第3回大仙市議会定例会会議録

日 時：平成25年9月6日（金曜日）午前9時57分～午前11時26分

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

出席委員（7人）

委員長	29番	竹原弘治	副委員長	11番	佐藤清吉
委員	4番	佐藤隆盛	委員	17番	児玉裕一
委員	21番	高橋幸晴	委員	23番	橋本五郎
委員	28番	千葉健			

欠席委員（0人）

なし

説明のため出席した者

建設部長	田口隆志	上下水道部長	小松春一
道路河川課長	進藤孝雄	水道課長	足達隆
道路河川課参事	三浦龍市	水道課参事	佐々木忍
道路河川課参事	五十嵐直樹	水道課参事	小西智
都市管理課長	井関由紀夫	次長兼下水道課長	岩谷友一郎
建築住宅課長	佐藤喜八郎	神岡支所農林建設課長	石山齊
建築住宅課参事	朝田司	西仙北支所農林建設課長	嵯峨耕咲
次長兼土地画整理事務所長	山本伸夫	中仙支所農林建設課長	阿部利美
土地画整理事務所参事	進藤公夫	協和支所農林建設課長	田中盛耕
土地画整理事務所参事	吉野一利	南外支所農林建設課長	伊藤誠一
		仙北支所農林建設課長	須田和久
		太田支所農林建設課長	佐藤朗

議会事務局職員出席者

主 幹 堀江孝明

審査議案等

議案第 1 0 9 号 大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 1 2 号 平成 2 4 年度大仙市上水道事業剰余金の処分について

議案第 1 1 4 号 平成 2 5 年度大仙市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 1 6 号 平成 2 5 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 1 9 号 平成 2 4 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について

閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について

午前9時57分 開 会

○委員長（竹原弘治） おはようございます、本日は本会議休憩中のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。当委員会も今任期で我々最後の委員会になるわけでございます。どうかしっかりとこの委員会を努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

では、ただいまより建設水道常任委員会を開会いたします。それでは、当委員会に付託された事件について、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は委員長の許可得た後、マイクのスイッチをいれてお願いいたします。

審査に入る前に、当局から挨拶がございましたら、お願いいたします。はじめに、田口建設部長。はい、部長。

○建設部長（田口隆志） 改めまして、おはようございます。建設水道常任委員の皆様には、お疲れのところ常任委員会を開催いただきお礼申し上げます。大気が不安定な状況が続き、ゲリラ豪雨や雷、竜巻などにより、連日、各所での被害が報告されております。今次定例会の初日の市政報告の中で、市長が当市の被害の状況をご報告しておりますが、幸にも人命にかかわる被害は無く、安堵しております。これから台風が心配される時期に入りますので、パトロールを強化し、防災、減災対策にしっかりと取り組んで参りたいと考えております。

さて、本日ご審議お願いいたします建設部所管の平成25年度一般会計補正予算第3号につきましては、除雪対策費が主なものとなります。ここ数年豪雪が続きましたが、将来に渡り持続可能な除雪対策が、喫緊の大きな課題となっております。市ではこれまで除雪機械の更新をスピードアップさせると共に、除雪作業の担い手育成に重点を置き、除雪計画の抜本的な見直しに向けた準備を進めて参りました。今年度は雇用の維持に配慮した契約単価の見直しを行い、来年度以降は地域の道路は地域で管理を目標に、受託業者の地域毎の企業体化、複数年契約、道路の通年管理委託などの構築を目指して参りたいと考えております。また、今年度は試行となりますけれども、GPSを活用した除雪情報提供システムを導入し、市民に対しリアルタイムでの除雪作業の情報提供や除雪経費の削減と透明性に努めて参りたいと考えております。詳しい内容は、この後、道路河川課長からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。以上、本日ご審議お願いいたします建設部所管分は、

昨日の本会議第3日目に当常任委員会に付託となりました、駐車場条例の改正案1件、平成25年度一般会計補正予算案第3号となっております。

各案件につきまして、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。以上です。

○委員長（竹原弘治） ありがとうございます。次に小松上下水道部長。はい、部長。

○上下水道部長（小松春一） おはようございます。本日は、大変お疲れのところご審議を賜りまして誠にありがとうございます。

昨年の今時分は、昨年の少雨と猛暑ということで、雄物川の渇水状況がずっと続いてまして、非常に簡易水道の取水に関して苦慮したところでもありますけれども、今年度は6月に1回程度取水制限があったわけですけれども、その後もずっと、適度に降雨があった影響で、今もずっと雄物川の水位は高止まりという状況で、ほとんど取水に関する心配はいらぬという状況が続いている状況でございます。

さて、本日もご審議申し上げます案件は、上下水道部からそれぞれ、水道局部門からそれぞれ、まず、上水道事業会計の平成24年度決算につきまして、利益剰余金の処分及び決算認定をお願いするものでございます。また、簡易水道事業では、中央斎場移転改築等に伴います神宮寺地区簡易水道拡張工事の補正予算案1件でございます。詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますのでよろしくご審議の上、ご認定、ご承認賜りますようお願い申し上げます、はなはだ簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。

○委員長（竹原弘治） はい、ありがとうございます。それでは、早速審査に入ります。議案第109号、大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。井関都市管理課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 私から、議案第109号、大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

資料No.1、10ページをお開きください。資料No.1、10ページでございます。

大仙市駐車場条例第2条の表と、別表第1、別表第2及び別表第3において、ねむのき駐車場の項を削除いたすものでございます。改正理由ですが、大曲通町地区市街地再開発事業の施工に伴う新病院の設置に当たり、秋田県厚生農業協同組合連合会から、市営ねむのき駐車場を新病院駐車場として一体管理したい旨の要請があり、施設を貸与するため、新病院の供用に合わせて市営ねむのき駐車場を廃止するものでございます。

秋田県厚生農業協同組合連合会は、農業協同組合法により、付帯設備としての駐車場は別として、事業としては駐車場を運営することができないため、ねむのき駐車場を市の駐車場条例から除外し、普通財産として貸与いたすものでございます。

なお、施行期日は、平成26年4月1日です。

以上、大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） はい、当局の説明が終了しました、これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。なにかございませぬか。はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 井関さん、これあれだか、これあの、一般市民に対しての弊害はねが。

○都市管理課長（井関由紀夫） 現在の利用状況でございますけれども、普通車の利用が1日約10台程でございます、また、定期の利用の方が約120台程でございます。定期の方の概ね7割程の方が病院関係者でございます、病院側に伺ったところ、新病院開設時には、現在の病院駐車場の遠い側の方の駐車場、第3、第4、第5、これを職員の駐車場に致したいといった意向をお持ちのようですので、概ねスムーズに移行、貸与できるのではないかと考えているおるところです。なお、条例、制定後、現在、指定管理者になっておる訳ですので、現在の利用者に指定管理者と相談のうえ、利用者の方にも周知したいなということで、考えておるところです。

○委員長（竹原弘治） はい、他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） はい、ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（竹原弘治） 次に、議案第112号、平成24年度大仙市上水道事業剰余金の処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。足達上水道課長。

○上水道課長（足達 隆） 議案第112号、平成24年度大仙市上水道事業剰余金の処分につきまして、ご説明申し上げます。

資料No.1、議案書の19ページをお願いいたします。

本議案は、平成24年度大仙市上水道事業の未処分利益剰余金のうち、1億円を減債積立金、1億円を建設改良積立金として処分し、それぞれ企業債の償還、建設改良工事費に充当するため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

資料No.3でございます、大仙市公営企業会計決算書の後半になりますが、大仙市上水道事業会計決算書の8ページをお願いいたします。

平成24年度大仙市上水道事業剰余金処分計算書（案）で、ご説明申し上げます。当年度末処分利益剰余金2億2,757万2,046円のうち、利益剰余金処分額として、減債積立金に1億円、建設改良積立金に1億円の合わせて2億円を積み立て、残額2,757万2,046円につきましては、平成25年度へ繰り越すものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認たまわりますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） はい、当局の説明が終了しました、これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（竹原弘治） 次に、議案第114号、平成25年度大仙市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。進藤道路河川課長。

○道路河川課長（進藤孝雄） それでは、議案第114号平成25年度大仙市一般会計補正予算（第3号）の内、道路河川課所管分について、ご説明申し上げます。

始めに、事項別明細書により歳入についてご説明申し上げますので、資料No.2補正予算書の9ページをお開き願います。

14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 4目 災害復旧費国庫負担金は626万3千円を補正するものであります。これは、歳出において詳しくご説明申し上げますが、1節 公共土木施設災害復旧費負担金において、道路橋りょう災害復旧費負担金を活用して、7月豪雨の災害復旧に係る経費の補正であります。

次に、10ページをお願いします。

15款 県支出金 3項 委託金 6目 土木費委託金 1節 道路橋りょう費委託金1千万円は、県道除雪費委託金として、中仙・協和・南外地域において、県道の一部を市が実施する除雪経費として、県から支出が見込まれるものであります。

次に、11ページであります。

20款 諸収入は、5目 雑入の内、神岡地域の流雪溝利用者280戸からの協力金として、156万5千円の補正であります。

次に歳出についてであります。

資料No.2、補正予算書の18ページ、資料No.2-1、事業説明書は19ページから22ページになります。

8款 土木費 2項 道路橋梁費は9億2,685万4千円の補正をお願いし、補正後の額を20億8,627万3千円とするものであります。この内訳であります。最初に、1目 道路橋梁総務費 11事業 道路台帳作成経費は、13節 委託料に1,769万7千円の補正をお願いするものであります。これは、事業説明書に記載のとおり、西仙北と太田地域を除く6地域において、主に昨年度道路改良などを実施した路線42,693mについて、道路台帳の加除・修正業務に要する経費であります。また、仙北地域においては、圃場整備の完成に伴い年次計画により加除修正することにしており、今年度は高梨・北川目地区を中心とした整備路線の台帳整備を実施する予定となっております。

次に、2目 道路維持費は、8億9,405万6千円の補正をお願いし、補正後の額を12億9,854万6千円とするものであります。

12事業 除雪対策費 8億8,516万6千円は、この冬の除雪に対応するため、除雪作業委託等の経費の補正をお願いするものであり、補正後の額を9億1,843万円とするものであります。なお、特定財源といたしまして、歳入でご説明いたしました

が、中仙、協和、南外地域において実施している県道除雪の負担金として見込まれる県支出金1千万円及びその他の財源として神岡地域の流雪溝利用者協力金156万5千円を充当する予定であります。内訳であります、7節 賃金 206万7千円は、交差点周辺の除雪作業や雪捨て場管理作業、交通誘導等に係る臨時職員の賃金であります。11節 需用費 1億5,727万8千円は、各地域における除雪作業車両の修繕料、燃料費、消耗品であります。12節 役務費 516万9千円は、除雪作業車両の部品交換手数料等であります。13節 委託料 6億5,074万4千円は、除雪作業の委託であります。ここで、委託費について今年度除雪単価の積算を見直しておりますので、内容を説明させていただきます。資料「道路-1」の1ページをお開き願います。

除雪作業の主な担い手は地域の建設企業であります、近年、公共事業の減少等により経営環境が厳しくなり、車検など除雪機械を所有しているだけで発生しております「固定費」の支出が経営の大きな負担となっていることや、雇用の維持が難しくなり、除雪オペレーターの減少や高齢化に繋がっていることが指摘されております。資料「道路-1」の1ページ、右上の基本単価のイメージをご覧ください。

従来の除雪単価は、稼働時間に応じた1時間あたりの単価としており、その中に運転労務費、燃料費などの他、機械損料として減価償却費、維持修理費と管理費で構成されております。このため、雪が降らず除雪機械の稼働時間が少ないときに、機械の維持費に相当するだけの委託料を受け取ることが出来ず、機械維持や経営安定の妨げになっているのが現状でございます。対策として雪が少ない年でも機械の維持費を確保出来るよう従来の単価から、減価償却費の半分と管理費を切り離し、「固定費」としてそれぞれを委託期間分に相当する金額を支払い、残り半分の原価償却費と維持修理費はこれまでどおり時間単価に組み込み、稼働時間に応じて支払う仕組みにしていきたいと思っております。これにより1時間あたりの除雪単価は少し下がりますが、委託期間分の固定費を多くすることにより、機械維持の一役を担うことが出来るものと思っております。この場合の委託時間は大仙市が合併し、8年が経過しましたが、その一番稼働時間が少ない年と一番多い年を除いた6年の平均時間の176時間を見込んでおります。また、除雪基本待機料についても従来の65時間から、平均稼働時間の176時間を確保し、稼働時間が少ない場合でも、委託期間のオペレーター等の雇用を維持出来る仕組みとなっております。下の図に13トンドーザを例に、委託シミュレーション図を記載しております。従来であれば最低保証が96万円でありましたが、固定費や待機補償を拡大することにより最低保証が138万円になり、降雪量が少なく平均稼働時間以内であれば、従来よりも除雪機械の維持管理費等が充実することとなります。

2 ページ目をお開き願います。

将来的な展望として2年目以降、効率的かつ円滑な道路除雪体系を構築するため、従来一社ごとに契約を締結し除雪作業を行ってきましたが、今後は地域ごとに除雪関連企業の共同企業体を目指し、地域企業が一体となって連絡体制を強化し、作業を実施出来るよう計画しております。また、その除雪共同企業体の経営の安定化を推進するため、除雪委託業務について複数年契約を目指します。この場合の2年目以降の除雪単価については、その年の労務単価や燃料費など、実勢を考慮した金額で算出して参りたいと考えております。さらに、除雪共同企業体が年間を通じて安定的な資金計画が持てるよう、冬期の道路除雪と通年の道路維持管理を一括して委託する制度、いわゆる「道路の里親制度」の構築を目指し、道路維持管理の対応強化を図ることも検討してございます。また、今回は除雪作業の更なる効率化と、きめ細やかな市民サービスを提供するため、除雪情報提供システムの導入を予定しております。内容については資料「道路－1」の3ページをお開き願います。

毎年、市民から除雪に対する要望は増加傾向にありますが、現場の状況や除雪車の位置確認が即座には困難なことから、迅速な対応や状況が提供できておりませんでした。今年度より除雪車にGPS端末を搭載することにより、リアルタイムで稼働状況を把握することが出来、問題が発生した場合、除雪車からの情報取得に対し、速やかに指示が可能となり、また、大雪時には早く作業を終えた除雪機械を遅れている路線の応援に向かわせるなどの柔軟な対応が可能となります。さらに、これまでは除雪機械に備え付けられております「タコグラフ」の読み取り方式で除雪費を算出しているため、日報の作成や確認作業に多大な労力と時間を費やしてまいりました。GPS端末を搭載することにより、システムより基本的に作業時間が自動計算され、並びに日報等も作成されるため、市・業者とも事務的経費が約80%の削減も可能となります。それに伴い、きめ細かなパトロールや排雪現場の確認の時間も確保出来るものであり、今シーズンからの導入をお願いするものであります。資料「道路－1」の4ページに、「システムの画面イメージ等」を添付してありますのでご参照願います。

続きまして、補正予算書18ページに戻ります。

14節 使用料及び賃借料 4,332万円は、排雪作業等に使用する除雪機械・運搬用ダンプ等の借上料であります。15節 工事請負費 473万1千円は、第2回定例会で陳情が採択されました西仙北地域、鍛冶町消雪組合の井戸洗浄保守に要する工事費であり、降雪前の施工を予定しております。16節 原材料費 219万8千円は、各地域における道路補修合材の経費であります。19節 負担金補助及び交付金 1,

965万9千円は、大曲・神岡・西仙北・中仙地域における、流雪溝・消雪組合に対する電気料金の負担金であります。

60事業 消雪施設等補助金は、既に7件が交付決定済であり、今後新規要望3箇所と、施設更新要望7箇所の申請が見込まれることから、889万円の補正をお願いし、補正後の額を1,589万円とするものであります。これに伴い、大曲地域の消雪パイプ組合は223組合、流雪溝組合は30組合から、今年度の新設分を含め消雪パイプ組合は228組合となります。

次に、4目 道路新設改良費は、1,314万8千円の補正をお願いし、補正後の額を4億1,960万4千円とするものであります。32事業 道路改良費（元氣臨時交付金事業含む）は、大曲、南外地域において、道路改良等に要する経費として、1,314万8千円の補正であり、補正後の額を3億52万4千円とするものであります。また、「地域の元氣臨時交付金」1億4,803万2千円を特定財源として財源の振替を今回行ってございます。内訳であります。13節 委託料 370万7千円は、南外地域で来年度から施工予定であります「市道南外4号線」の路線測量業務委託に係る経費であります。15節 工事請負費 944万1千円は、大曲地域分として、第2回定例会でご承認いただきました消雪施設設計業務委託により、取水施設の築造工であり、「市道市役所前通線」の「消融雪施設さく井工」に係る工事費であります。なお、管渠等の施設につきましては、来年度以降の予定としております。位置図と現地写真については、資料「道路-1」の5ページと6ページに添付しておりますのでご参照願います。

次に、6目 10事業 橋梁維持費は、195万3千円の補正をお願いし、補正後の額を220万3千円とするものであります。

資料「道路-1」の7ページをお開き願います。資料の「道路-1」7ページでございます。

これは、協和地域の市道協和～河辺線の一級河川雄物川水系淀川を横断する橋梁「野田橋」の塗装工事であり、大仙市が所有する唯一のアーチ橋であります。平成22年度より昨年度まで橋梁上部鋼材の塗装劣化により、付着・堆積した雪が滑落し通行車両の破損事故がこれまで3件発生しております。今回は、上部鋼材9本の内、雪の堆積が最も多く見られる前後各1本を塗装し、堆積を防止し雪を少ない状態で滑落させるものであり、残りについては今後年次計画で塗装工事を施工していく予定としております。資料には野田橋の概要と今年度予定しております施工箇所や、現在の劣化した塗装状況、そして今年度も併用して実施する落雪対策として、高所作業車による排雪状況を添付し

ておりますのでご参照願います。

次に5項 河川費 1目 河川総務費は 278万2千円を補正し、補正後の額を1,421万5千円にするものであります。11事業 河川維持管理費は、協和地域において河川に堆積した土砂等を浚渫する経費として278万2千円の補正をお願いし、補正後の額を887万8千円とするものであります。これは、協和地域において、主に7月の豪雨により堆積した土砂等の浚渫や伐木を実施することにより「白滝川」と「稲沢川」の2河川の、流下能力を向上させ、降雨時の氾濫を未然に防ぐための経費として補正をお願いするものであります。内訳であります、14節 使用料及び賃借料は、重機等の借り上げに要する経費として278万2千円であります。河川状況について資料「道路-1」の8ページをお開き願います。白滝川と稲沢川の状況写真を添付してございますので、ご参照願います。

次に資料No.2、補正予算書21ページと、資料No.2-1 事業説明書は23ページから25ページになります。

11款 1項 1目 道路橋りょう災害復旧費は1,449万1千円を補正し、補正後の額を2,434万4千円にするものであります。10事業 道路橋りょう災害復旧事業費(単独分)は、510万円の補正をお願いし、補正後の額を1,495万3千円とするものであります。これは、7月の集中豪雨により被災した、市道の復旧費であり、内訳は、大曲地域の市道宮林線に要する工事請負費336万円と南外地域の松木田・岩倉線、南外2号線、南外20号線の復旧に要する経費として使用料及び賃借料が、140万円と原材料費34万円をお願いするものであります。資料「道路-1」の11ページに、被災した道路と、この後説明いたします河川についても、被災月日順に被災概要・復旧工法・復旧概要を一覧表に、また、宮林線のように仮設状況ではあります、道路法面が用水路側に膨らんだ状況写真を添付してありますのでご参照願います。

11事業 道路橋りょう災害復旧事業費(補助分)は、939万1千円の補正をお願いするものであります。これは、協和地域において7月の集中豪雨により被災した、市道和田・向合貝線の復旧工事に要する経費であります。この地域では7月12日に、最大24時間雨量が80mm以上の降雨が確認された事により、公共土木施設災害復旧事業として採択されるものであります。特定財源といたしまして、国庫支出金626万3千円、地方債310万円を見込んでおります。内訳であります、15節工事請負費は、災害復旧に要する経費として、939万1千円の補正であります。資料「道路-1」の9ページに戻りまして位置図と被災状況写真を、10ページには復旧工事概要と平面、断面図を添付してありますのでご参照願いたいと思います。

次に、2目、10事業 河川災害復旧事業（単独分）は590万円の補正をお願いし、補正後の額を1,418万3千円とするものであります。これにつきましても、7月の集中豪雨により被災した、河川の復旧費であります。内訳は西仙北地域の床畑川に要する工事請負費330万円と、大曲地域高寺川2箇所、南外地域平沢川他3箇所の災害復旧に要する、使用料及び賃借料が210万円と、原材料50万円をお願いするものであります。先ほど道路災害でも説明させていただきましたが、資料「道路-1」の11ページに被災月日順に被災概要・復旧工法・復旧概要の一覧表と、西仙北地域「床畑川」と南外地域「平沢川」の状況写真を添付してありますので、ご参照願います。

以上、議案第114号 平成25年度大仙市一般会計補正予算（第3号）の内、道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） はい、当局の説明が終了いたしました、これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。なにかございませんか。はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） ちょっと質問したいんですけども、11ページの雑入のこの流雪溝利用者協力金、これ工事費の10%を出していただくという金額で捉えていいんだしか。

○道路河川課長（進藤孝雄） 神岡地域の流雪溝利用協力金280戸、156万5千円について説明させていただきますが、神岡地域の流雪溝が4箇所ございます。これの電気料と運転に係る賃金については、最初に大仙市が支払いいたしますが、取り決めによりその合計の2分の1を280戸より、協力金として負担していただく金額でございます。ようするに一旦、市が負担したものを精算において地元の利用者の方々が、その2分の1相当を戻すという形のお金でございます。

○委員（千葉 健） せばあの、工事費の何%、たとえば10%だけ出してくださいという、そういう計算ではねことだな。

○道路河川課長（進藤孝雄） そういうことでは、ございません。電気料、運転経費の2分の1を負担していただくということでございます。

○委員（千葉 健） それからもう一ついいですか、それからあの除雪の委託契約の見直しについて、案だしてくれただけけれども、非常に良い案だと、わたしも思っておるんですけども、ただこういう見直しの案をした場合に、例えば、今まであの、さっきちょこっとあの、一番、除雪、稼働日数、稼働時間があつた最高と最低を省いて、中の部分の平均ということで、ま、それもすごく良いことなただけけれども、そうして計算した場合、除雪関係の金額というのは、どのくらい上乘せ、たとえばよけかかるとか、だい

たい今までどおりだとか、そこら辺の金額的もの、オーバーするオーバーしねか、ちょっと分かれば、大体でいい。

○道路河川課長（進藤孝雄） この資料1-1ページの13tドーザのシュミレーション図をご覧になっていただきたいと思います。これで、従来の6年間の平均稼働時間は176時間と示してございますが、これ以下であれば、従来よりも除雪費が多く支払われる、よって機械の維持費が生まれると、逆にそれを超えた場合は、基本単価が下がりますので除雪経費が例年よりも軽減になると、少なくなるという見通しとなります。

○委員（千葉 健） 時間、超えていけばな。意味わかった。わかりました。

○委員長（竹原弘治） はい、よろしいですか。他に、ございますか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） これの道路-1の11ページで、この宮林線だども、これ今できたところの道路だしべ。違うしか。今つか、つい最近といいますか、去年だがや、一昨年、んだしべ。

○道路河川課長（進藤孝雄） これは、最近作った道路ではございません。

○委員（佐藤隆盛） んでねしか。

○道路河川課長（進藤孝雄） ちがいます。

○委員（佐藤隆盛） せば、分かりました。俺、そこだかと思って、すいません。

○委員長（竹原弘治） はい、他に、ございませんか。はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） 除雪体系の見直し、共同企業体に移して行きたいという、そういうことですが、これは、各市町村の枠を超えたものになる可能性ありますか。

○道路河川課長（進藤孝雄） 今、考えておりますのは、連絡企業体としては、太田地域がすでにこういう体制に近いものがございます。先月から各支所に、この除雪の委託のこと、それから共同企業体、複数年契約等の説明を順次、回りました。今、考えているのは、とりあえず各地域毎の連絡企業体を構成するような考えを持ってございます。

○委員（高橋幸晴） 加えて今度あの、道路の維持管理もその企業体が管理していくような方向、これ大変良いことだと思いますけれども、そうした場合の、こういう共同企業体がいかに、こう把握して、そして、長期計画、中長期計画を立てられるような、そういう能力といいますか、それが必要だと思うんですけども、そこら辺の指導というかしな、把握していかないとだめだしよな、全体の把握、道路事情、そこら辺をなんとか持っていくのか。

○道路河川課長（進藤孝雄） 道路の状況というのは、除雪作業車が通る、ようするにオペレーターが一番その道路状況を把握しているものと思います。当然、支所の道路担当も把握してございますが、そういう方々を中心とした道路の維持補修体制を強化、そう

いうことで道路管理の体制を強化していきたいものと考えてございます。

○委員（高橋幸晴） あのたびたび出てくるんですが、道路、こういったその老朽化、それが非常に進んできてるんで、車であるいていても危険箇所がだんだん増えて来ている状況なので、その辺の把握というものをしっかり、これからその管理を変えていく場合には、そういったものきちっと伝え、伝えるということよりも、そこら辺のこの能力しな、それを持つようにしていかないと、年々、だんだん危険箇所が増えていくような感じですので、そこをきちっと維持していくような体制をお願いしたいなということです。

○委員長（竹原弘治） はい、他によろしいですか。他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） はい、では、無いようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（竹原弘治） 次に、議案第116号、平成25年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。足達水道課長。

○水道課長（足達 隆） 議案第116号 平成25年度 大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

資料No.2、補正予算書の37ページをお願いします。

今回の補正は、中央斎場移転改築に伴う神宮寺地区簡易水道区域拡張工事に係る経費の補正でございまして、歳入・歳出予算の総額に、それぞれ298万3千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ10億8,127万4千円とするものであります。

40ページをお願いいたします。

地方債の補正でございまして、今回の神宮寺地区簡易水道区域拡張工事に係る経費の補正に伴い、その財源として、簡易水道事業債の限度額に290万円を補正し、補正後の限度額を7,200万円とするものであります。

43ページをお願いいたします。

事項別明細書により、歳入から順にご説明申し上げます。

歳入、7款・繰越金・1項・1目・繰越金は、前年度繰越金として8万3千円の補正。
9款・市債・1項・1目・簡易水道事業債は、簡易水道整備事業債として290万円の補正でございます。

次のページ、44ページをお願いします。

歳出、2款・事業費・1項・1目・23事業、神宮寺地区簡易水道区域拡張事業費（中央斎場関連）は、工事請負費として298万3千円の補正でございますが、その概要につきましては、資料No.2-1平成25年度補正予算（案）、9月補正、主な事業の説明書により説明させていただきます。

それでは、26ページをお願いいたします。

事業説明書の中段になります。本工事につきましては、神宮寺地区簡易水道の配水管から主要地方道四ツ屋神岡線及び市道のスーパー農道を経由して新火葬場まで配水管を布設するものでありますが、主要地方道四ツ屋神岡線の占有工事、これは、第1工区として、管径150ミリ、延長824.9メートルでございますが、これに係る舗装構成が、県との協議で変更となったことから、工事費の増額となり、工事費に不足が生じるため補正するものでございます。なお、A3版、水道課、上水-2、平成25年 第3回大仙市議会定例会、建設水道常任委員会資料の1ページが当該事業の位置図、2ページが計画平面図で、右上の黄色で着色した部分が舗装構成変更となった工事区間となっておりますのでご参照願います。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） はい、当局の説明が終了しました、これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いします。なにかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） では、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決

しました。

ここで、休憩をしたいと思います。11時まで暫時休憩いたします。

10：43 休 憩

10：59 再 開

○委員長（竹原弘治） 休憩前に引き続きまして、委員会を再開します。次に、議案第119号、平成24年度大仙市上水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

決算の審査に当たっては、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、事務事業の執行が法令及び条例等に基づき適正に処理されているかなどにつき、監査委員の審査意見書等を参考に審査したいと思います。

それでは、当局の説明を求めます。足達上水道課長。

○上水道課長（足達 隆） それでは、資料No.1、議案書の末尾、22ページをお願いいたします。

議案第119号 平成24年度 大仙市上水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見を附して議会の認定をお願いするものであります。

お手元に配布しております、資料No.3の平成24年度「大仙市公営企業会計決算書」の後半になりますが、大仙市上水道事業会計決算書を、お願いいたします。

始めに、事業報告書の中の給水状況について説明させていただきます。

決算書12ページをお願いいたします。

1. 概況の（1）総括事項、ア給水状況でございますが、年度末の給水状況は、給水戸数が対前年度比で169戸増の1万3,964戸、給水人口は、対前年度比で249人減の3万4,144人となっており、計画給水人口3万3,517人に対する普及率は23年度に引き続きまして100%となっております。

年間総配水量及び総有収水量ですが、経済状況の悪化等により、大口需要者の使用水量が伸び悩む一方で、新規住宅・アパートなどが増加したことなどから総配水量は対前年度比で3万2,769立方メートル増の431万7,605立方メートル、総有収水量は対前年度比で2万9,532立方メートル増の394万7,586立方メートルと

なっており、有収率は、対前年度比0.01ポイント減の91.43%となっております。また、1日平均配水量は1万1,829立方メートル、1日最大配水量は、8月25日の1万5,676立方メートルとなっております。

それでは、平成24年度大仙市上水道事業の決算について、ご説明申し上げます。

決算書の2ページ3ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の、収入 第1款 上水道事業収益は、予算額9億7,112万3千円に対し、決算額は9億3,947万536円で予算額に対し、3,165万2,464円の減となっております。内訳ですが、第1項・営業収益は、予算額8億5,197万8千円に対し、決算額が8億3,989万4,539円で、予算額に対し、1,208万3,461円の減となっております。主な収入は、水道料金の8億3,244万2,700円となっております。対前年度比較では838万円余の増となっておりますが、その要因として、経済状況の悪化等により大口需要者の使用水量の伸び悩みや、節水意識の定着が進んでいる一方で、新規住宅、アパートなどの増加による使用水量の増加等が背景にあると考えてございます。

第2項・営業外収益は、予算額1億1,914万4千円に対しまして、決算額が9,957万5,997円で、予算額に対し、1,956万8,003円の減となっております。主な収入は、補償金9,584万3,740円、他会計補助金297万3,640円、受取利息29万793円、等でございます。

第3項・特別利益は、存置項目で予算額1千円に対しまして、決算額が0円でございます。

次に、支出・第1款上水道事業費用は、補正後の予算額7億7,276万7千円に対し、決算額は7億2,742万1,189円で、不用額が4,534万5,811円となっております。内訳でございますが、第1項・営業費用は、補正後の予算額6億8,209万円に対し、決算額は6億4,87万5,136円で、4,121万4,864円の不用額となっております。主な支出といたしまして、原水及び浄水費が1億384万5,447円、配水及び給水費が4,544万6,281円、業務及び総係費が1億4,679万2,016円、減価償却費が2億3,060万7,847円、資産減耗費が1億1,418万3,545円でございます。

第2項・営業外費用は、補正後の予算額8,817万7千円に対し、決算額が8,486万3,373円で331万3,627円の不用額となっております。主な支出として、企業債支払利息が6,031万1,273円、消費税が1,911万2,100円等でございます。

第3項・特別損失は、予算額100万円に対しまして、決算額が168万2,680円で、68万2,680円の増となっております。主な支出として、時効完成水道料金不納欠損額の126万2千円と過年度水道料金誤賦課等の42万680円でございます。不納欠損の内訳でございますが、行方不明が103件、死亡3件、倒産10件で、合わせて116件となっております。

第4項・予備費の支出はございませんでした。

次に、4ページ及び5ページの資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款・資本的収入は、補正後の予算額2,477万1千円に対し、決算額が2,319万238円で、予算額に対し158万762円の減となっております。内訳としまして、第1項・工事負担金は、補正後の予算額2,078万円に対しまして、決算額が1,919万9,670円で、予算額に対し158万330円の減でございます。これは、大曲駅前第2地区土地区画整理事業に伴う配水管移設工事負担金でございます。

第2項・負担金は、予算額93万5千円に対し、決算額は、93万4,500円でございます。これは、消火栓設置工事に伴う一般会計からの負担金でございます。

第3項・出資金は、予算額305万6千円に対しまして、決算額が305万6,068円で、これは、仙北南地区の元金償還分に係る基準内繰出金でございます。

次に、資本的支出でございますが、補正後の予算額5億1,815万4千円に対し、決算額が5億357万8,855円で1,457万5,145円の不用額となっております。内訳としまして、第1項・建設改良費は、補正後の予算額3億5,226万7千円に対し、決算額が3億3,769万1,909円で1,457万5,091円の不用額となっておりますが、工事請負費が大曲橋架替事業に伴う配水管橋梁添架工事、配水管改良工事6件、配水管新設工事1件、配水管布設工事2件、配水管移設工事6件の、合わせて16件で3億1,927万8,750円、管路図台帳作成が399万円、営業設備費として324万5,905円、大曲駅前第2土地区画整理関連工事負担金として、1,117万7,254円となっております。

第2項・企業債償還金は、補正後の予算額1億6,588万7千円に対し、1億6,588万6,946円の決算額ですが、財政融資の定期償還額7,677万3,111円、金融公庫の定期償還額4,850万2,275円で、繰上償還として、財政融資の4,061万1,560円となっております。欄外に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億8,038万8,617円は、減債積立金1億円、建設改良積立金5千万円、過年度分、損益勘定留保資金3億1,529万5,712円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,509万2,905円で補

填してございます。

次に、6 ページお願いいたします、平成24年度大仙市上水道事業損益計算書でございます。1の営業収益ですが、給水収益7億9,280万2,575円の他、その他の営業収益とあわせて8億1万2,447円の収益に対し、2の営業費用は、原水及び浄水費以下の合計が6億3,555万97円となっており、営業利益は、1億6,446万2,350円でございます。

3の営業外収益ですが、受取利息のほかあわせて、9,955万7,731円の収益に対し、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費ほか、合わせて6,575万1,273円となっており、3,380万6,458円の利益で、経常利益は1億9,826万8,808円でございます。

5の特別利益は、なく、6の特別損失、過年度損益修正損168万2,680円を経常利益から差し引いた当年度純利益は、1億9,658万6,128円で、前年度繰越利益剰余金3,098万5,918円を加えた当年度未処分利益剰余金は、2億2,757万2,046円となっております。

次に7ページ、大仙市上水道事業剰余金計算書でございます。利益剰余金の部の、ローマ数字Ⅰの減債積立金は、前年度繰入額が1億円、企業債償還分としての取り崩しが1億円で、当年度残高は1億5千万2,622円となっております。ローマ数字Ⅱの建設改良積立金は、前年度繰入額5千万円、取り崩し5千万円で当年度残高は、2億1,460万円となっており、積立金の合計は3億6,460万2,622円となっております。ローマ数字Ⅲの未処分利益剰余金は、損益計算書で説明しましたが、当年度未処分利益剰余金は、2億2,757万2,046円となっております。資本剰余金の部のローマ数字Ⅰの寄付採納に係る受贈財産評価額の当年度発生額は、756万9,198円、ローマ数字Ⅲのその他資本剰余金としての工事負担金などの当年度発生高は1,917万5,400円で、各年度末残高の合計である翌年度繰越資本剰余金は、23億6,150万5,509円となっております。

次に8ページは、剰余金処分計算書(案)でございます。当年度未処分利益剰余金2億2,757万2,046円を、減債積立金に1億円、建設改良積立金に1億円をそれぞれ処分することとし、翌年度繰越利益剰余金として2,757万2,046円を予定するものでございます。次に9ページは、貸借対照表でございます。

資産の部ですが、1の固定資産の(1)有形固定資産については、土地、立木、建物等の各年度末残高にチの建設仮勘定を加えた、有形固定資産の合計は、66億2,116万1,173円となっております。(2)の無形固定資産は、電話加入権、庁舎利

用権の合計で1,933万2,476円で、固定資産合計66億4,049万3,649円となっております。

2の流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品であり、流動資産の合計は、13億7,424万5,125円となっております。

3の繰延勘定は、開発費が456万円となっており、資産の合計は80億1,929万8,774円となっております。

10ページになります。負債の部でございますが、4の流動負債は、未払金、預り金等で、負債の合計は、1億1,653万4,975円となっております。次に資本の部ですが、5の資本金は、自己資本金及び借入資本金としての企業債の合計で、49億4,908万3,622円となっております。

6の剰余金は、(1)の資本剰余金が、受贈財産評価額、寄付金、その他の資本剰余金で、23億6,150万5,509円となっております。(2)の利益剰余金は、減債積立金、建設改良積立金、当年度未処分利益剰余金で、5億9,217万4,668円で剰余金の合計は、29億5,368万177円となっております。以上によりまして、資本の部の合計が79億276万3,799円で、負債・資本の合計が、80億1,929万8,774円となっております。22ページから決算附属書類を添付してございます。なお、A3版、上水-1、第3回定例市議会建設水道常任委員会資料の1ページと2ページに、平成23年度との決算の比較表を掲載してございますので、ご参照願います。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(竹原弘治) では、当局の説明が終了しました、これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。なにかございませんか。はい、千葉委員。

○委員(千葉 健) 課長からいろいろ数字上げてお話しいただいたんだけど、ちょっと私、この決算の意見書見ておったんだけど、この決算の意見書の中で16ページ17ページに、個別意見としては、あるべき姿を書いておられるんだけど、一つお尋ねしたいのは、まず決算意見書で民間的経営手法の導入ということで、コスト面の管理から運転管理業務の民間委託を検討してはいかがとあって、そういう意見が一つ付されているんだけど、この部分については、そちらの当局でどのように考えているかということ一つと、それから不納、過年度未収金がずっとこう増加傾向にあると書かれているんだけど、まずこの不納欠損を上水道に限らず、さまざまな部で不納欠損した経緯があるんだけど、不納欠損のできる限りこの数字を増やさないような努力

はしておるのかどうか、そこら辺ちょっと聞きたいんですけれど。2つ教えてください。

○上水道課長(足達 隆) それでは1点目の民間委託の件に関してお答え申し上げます。いずれこの後、職員の減少が見込まれております、それにつきまして、どういうふうに対応していくのかというふうなことも今後、考えていかなければならないということになっていると思います。例えば、他の市でございますと、料金回収、賦課については完全に民間に委託をしていると、いうふうな事例もございます。ただ、それについては当市との事業の額がちょっと私共の方より上回っているというふうな状況等ありますので、そういうふうなところも十分検討しながら、そういうふうなことの導入が可能なのかどうかというふなことを検討して参りたいと思います。併せて浄水場等の維持管理に関して申しますと、今後、宇津台浄水場が更新計画を控えてございます。この場合、今のところ嘱託職員配置して、24時間体制というふうなことの体制を敷いているものでございますが、いずれ技術力が相当上がるだろうというふうなことも想定してございます、この場合、このそれに対する人件費をどうやって、人件費をどう考えていくのか、委託をどう、維持管理をどうしていくのかというふうなものを併せて、人件費比較の中で、どちらが将来の、ずっとこの上水道事業を運営していく上にとって、どちらがより有益なのかというふうなところを具体的な資料を持ちながら今後検討していくべきだというふうに考えているものでございます。

それと2点目でございます、未収金の件でございますが、やり方としましては、滞納者につきましては、当然のことながら督促状を発布いたします。その督促を発布しましてから、さらにその、同じ方が3ヶ月を、3ヶ月続けて、3ヶ月溜まってしまったという場合に関しては、催告を出してございます。その催告書を出して全然、反応の無い方については給水停止予告通知というふうな形で再度、納付を促すというふうなことをしてございます。さらにその時点で納付も無く、かつ納付相談も無く、ずるずると反応もしないという方に関しては給水停止処分を行ってございます。ただ、そういうふうな給水停止を行っているわけでございますが、中にはその給水停止まで行かないと納めていただけない方も散見するわけございまして、いずれにしましても、その滞納者の生活実態等をよく踏まえまして、滞納者に見合った収納対策を講じていくことが必要だと思っております。これについて私どもの方でも、できる限りの方策を講じましてやっているとございまして。今後はさらに充実した体制をもって未収金の解消に向けて努力して参りたいというふうに考えているところでございまして。以上でございます。

○委員長(竹原弘治) よろしいですか。

○委員(千葉 健) はい。

○委員長（竹原弘治） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 無いようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、委員会審査報告書を作成するにあたり、監査委員の決算審査意見書を参考にして、付すべく意見があれば意見を調整して報告したいと思います。

また、意見の調整については、休憩をして進めたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、そのように決定します。それでは暫時休憩いたします。

11：24 休 憩

11：25 再 開

○委員長（竹原弘治） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

休憩中に審査の意見調整をしましたが、特に意見を付すべきことがないようですので、そのようにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、そのように決定しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、認定すべきものと決しました。

○委員長（竹原弘治） 次に、所管事務にかかる閉会中の継続審査および調査に関する件についてお諮りいたします。

お手元に配付しました案件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査およ

び調査の申し出をしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(竹原弘治) 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長(竹原弘治) 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、すべて終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(竹原弘治) 異議なしと認め、そのように決しました。

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前 11 時 26 分 閉 会

大仙市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 竹 原 弘 治